

料金表

2016.3.8 改訂

事業内容	料 金		
初回法律相談	初回相談料は 30 分無料、30 分経過後は 5,400 円です。		
継続法律相談	法人は 30 分毎に 12,500 円、個人は 30 分毎に 5,000 円。		
顧問契約	毎月 5 時間まで 5 万円。超過時間につき 30 分当たり 10,000 円。5 時間を超える場合は事前にご連絡いたします。 →詳細は、「顧問弁護士契約」をご覧ください。		
訴訟	経済的利益	着 手 金	報 酬
	300 万円以下	8% (但し、着手金の最低額は 10 万円)	16%
	300 万円を超え、3,000 万円以下	5%+9 万円	10%+18 万円
	3,000 万円を超え、3 億円以下	3%+69 万円	6%+138 万円
	3 億円を超える場合	2%+369 万円	4%+738 万円
交渉	上記訴訟に準じる。 但し、その額を 3 分の 2 に減額することができる。 但し、交渉から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、上記訴訟に準じる。		上記訴訟に準じる。 但し、その額を 3 分の 2 に減額することができる。 但し、交渉から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、上記訴訟に準じる。
倒産事件	着 手 金 (資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ下記に掲げる額)		報 酬
	(1) 事業者の自己破産	50 万円以上	上記訴訟に準じる。(この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する) 但し、(1)、(2) の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。
	(2) 非事業者の自己破産	20 万円以上	
	(3) 自己破産以外の破産	50 万円以上	
	(4) 特別清算	100 万円以上	
(5) 会社更生	200 万円以上		
プロジェクト案件 ・資金調達 ・資本提携 ・M & A ・MBO ・内紛対応、委任状争奪戦 ・役員解任 ・株主総会対応	50 万円～		